広島市告示(安佐南区)第23号 令和7年3月13日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年3月13日から同月27日まで広島市安佐南区 役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

道路の 種 類	路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	安佐南1区 332号線	安佐南区川内一丁目 1053番地7地先から 安佐南区川内一丁目 1055番地5地先まで	令和7年3月13日